

特殊詐欺撃退電話機等購入費 を補助（3/4）します



ご家庭の電話機には、金銭の振込等を要求する詐欺や悪質な商品販売などの迷惑電話がかかってくる場合があります。ほとんどの方は、特殊詐欺や悪質商法のことを知っていますが、電話に出ることによりダマされてしまいます。

ダマされないための最も効果的な方法は、**犯人と話をしない**ことです！

村では、そのような被害にあわないために、**特殊詐欺撃退電話機等**の購入費を補助します。



● 補助金の額

- ・補助対象物品に係る購入費（消費税含む）の4分の3（100円未満切り捨て）
- ・10,000円を上限
- ・1世帯1回限り

● 対象者

- ・村内に住所を有し、かつ、居住していること。
- ・65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する方。または、日中（午前9時から午後3時までの間）、住居に満65歳以上の高齢者のみが在宅となる日が1週間に5日以上ある世帯に属する方。
- ・補助対象者及び同じ世帯に同居する方のいずれもが村税等を滞納していない世帯であること。
- ・購入日が令和3年4月1日以降であること。

● 対象物品

- ・電話の着信時に、電話の相手方に通話が録音される旨の警告メッセージが流れる機能を有するもの。または、通話中に会話を自動的に録音する機能を有するもの。
- ・村内の住居に設置するもの。

